

(別添1)

## 令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

### 調査研究課題（1次公募）

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	認可外の居宅訪問型保育事業に係る研修の実施に関する調査研究
2	ロボット・AI・ICT等を活用した保育士の業務負担軽減・業務の再構築に関する調査研究
3	保育現場の働きやすい職場づくりに向けたマネジメント研修に関する調査研究
4	人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究
5	保育所等における医療的ケア児の受入れ方策等に関する調査研究
6	保育士養成施設における保育士の魅力向上に関する調査研究
7	外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究
8	放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究
9	放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究
10	子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における研修の開催及び受講の促進等に関する調査研究
11	地域における児童委員・主任児童委員の業務実態等に関する調査研究
12	利用親子組数が少ない地域子育て支援拠点の利用促進等に関する調査研究
13	子育て支援ネットワーク構築に向けた調査研究
14	子育て支援の社会的気運の醸成を図るための普及啓発に係る調査研究
15	インフラ長寿命化のための児童福祉施設等における更新費用等の算定に関する調査研究
16	医療機関における被虐待児童の実態に関する調査
17	潜在化していた性的虐待の把握及び実態に関する調査

18	児童相談所職員のメンタルヘルスに関する調査
19	日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査
20	児童福祉司・要対協調整担当職員・スーパーバイザーの義務研修修了要件の在り方についての調査研究
21	児童相談所の第三者評価に関する調査研究
22	子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究
23	一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続の在り方に関する調査研究
24	医療従事者のための児童虐待初期対応研修の在り方に関する調査研究
25	体罰等によらない子育ての推進に向けた実態把握に関する調査
26	児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究
27	児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査
28	児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究
29	特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び手続の改正に係る事例に対する支援のあり方に関する調査研究
30	DVと児童虐待の包括的なアセスメントに関する調査研究
31	要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関する調査研究事業
32	児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究
33	子ども虐待による死亡事例検証結果を用いた研修に関する調査研究
34	通告の一元的運用に関する実証的調査研究
35	地域における「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」の効果的な展開に関する調査研究
36	多胎児の家庭等に対する子育て支援に関する調査研究
37	妊産婦及び妊娠・出産に当たっての適正な栄養・食生活に関する、効果的な情報発信に関する調査研究
38	乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例に関する調査研究
39	流産や死産等を経験した女性に対する心理社会的支援に関する調査研究
40	周産期医療と産後ケアとの連携モデル事業実施のための調査研究
41	不妊治療の実態に関する調査研究

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1	認可外の居宅訪問型保育事業等に係る研修の実施に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>幼児教育・保育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要であり、そのための取組の一つとして、認可外の居宅訪問型保育事業等に係る資格・研修受講に関する基準を創設した。当該基準において、保育従事者の要件として、保育士又は看護師、もしくは一定の研修を修了した者とした。</p> <p>また、当該基準は、社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会の議論のとりまとめ「認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について」を踏まえたものであるが、当該とりまとめにおいては、保育士、看護師又は子育て支援員研修受講者に対する補足研修、保育に従事する者に対する定期的なフォローアップ研修の受講についても今後の検討課題としている。</p> <p>このため、認可外の居宅訪問型保育事業者等に係る研修機会の確保や補足研修の在り方について検討を行う必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 認可外の居宅訪問型保育事業に従事する保育士、看護師又は子育て支援員研修受講者が受講する補足研修について、民間事業者等が実施する研修の内容等を参考に検討を行い、研修のカリキュラムやテキスト等を作成する。その際、保育士、看護師及び子育て支援員研修受講者それぞれに必要な補足研修の内容の違いについても検討を行うこと。</p> <p>(2) 認可外の居宅訪問型保育事業等に従事する者の要件となる研修受講について、研修受講の方法としてeラーニングの活用について質の担保の観点を考慮しつつ検討を行い、映像等を盛り込んだ当該研修に係るeラーニングの試作版を作成する。</p>
求める成果物	<p>① (1)、(2)に係る報告書</p> <p>② (1)に係る研修カリキュラム、テキストをまとめた冊子</p> <p>③ (2)に係る映像等を盛り込んだ試作版</p> <p>※なお、②及び③については、都道府県等に配布の上、実際の研修に活用いただくことを想定している。</p>
担当課室・担当者	総務課少子化総合対策室 指導係（内線4838）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題2	ロボット・AI・ICT等を活用した保育士の業務負担軽減・業務の再構築に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>待機児童解消のため、保育士確保については喫緊の課題となっている。</p> <p>「2040年を見据えた社会保障・働き方改革本部」（厚生労働省に設置。本部長は厚生労働大臣）における医療・福祉サービス改革プランにおいて、ロボット・AI・ICT等の推進等による生産性の向上が掲げられており、保育分野においても保育所におけるICT化に取り組んでいる。</p> <p>また、令和2年2月より開催している「保育の現場・職業の魅力向上検討会」においては、魅力ある職場づくりに向けた業務効率化が検討課題の1つとなっている。</p> <p>保育記録の作成や保護者への連絡、登校園管理等の業務については導入費用の補助を実施しているところであるが、保育士確保のためには、保育の周辺業務（補助業務も含む）について保育士の業務負担をより軽減し、保育業務に注力できる環境を構成する必要がある。</p> <p>近年、保育現場において、ロボットやAIなどを活用した取組事例が見受けられる（例えば、AIを活用した翻訳機やコミュニケーションロボット、保育士の心理的負担を軽減するシステムなど）。</p> <p>このため、本調査研究では、ロボット・AI・ICT等のテクノロジーを活用し、保育士の業務負担軽減や保育の質の向上に取り組んでいる保育所等の事例の収集、導入効果や効果的に活用するための条件について調査・分析を行い、ロボット・AI・ICT等を活用した保育士の業務負担軽減・業務の再構築について、提言することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>ロボット・AI・ICT等を活用し、保育士の業務負担軽減や保育の質の向上に既に取り組んでいる保育所等の事例収集を行う。更に、ロボット・AI・ICT等を活用した取組を行っていない保育所等（10箇所程度を想定）において、取組の導入効果を測定するヒアリングを実施する。併せて、効果的な活用方法の収集・分析を行う。</p> <p>なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>ロボット・AI・ICT等を活用し、保育士の業務負担軽減や保育の質の向上に取り組んでいる保育所等の事例、導入効果のデータ、活用方法の分析等が記載された報告書</p>
担当課室・担当者	<p>保育課 保育士対策係（内線4858・4958）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題3	保育現場の働きやすい職場づくりに向けたマネジメント研修に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>待機児童解消のため、保育士確保については喫緊の課題となっている。</p> <p>「東京都保育士実態調査」（令和元年5月）東京都福祉保健局」によれば、過去に保育士として就業した者が退職した理由のうち一番多いものは、職場の人間関係（33.5%）となっている。</p> <p>保育士確保のためには、保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場へ就業しやすくなるよう、働く場所としての保育所の魅力向上を図る必要がある。</p> <p>令和2年2月より開催している「保育の現場・職業の魅力向上検討会」においては、魅力ある職場づくりに向けた、雇用管理改善や業務効率化が検討課題となっている。</p> <p>保育現場の魅力向上、働きやすい職場環境づくりのためには、保育所長等によるマネジメントが重要である。</p> <p>このため、本調査研究では、保育所長等のマネジメントに関する研修等の実態やニーズを把握するとともに、より保育現場の実態に即した保育所長等のマネジメント力向上に向けた効果的な研修等の手法や内容を分析することで、働きやすい職場づくりに資するマネジメント力を身につけるための研修等の手法、内容について提言することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>全国で実施されている保育所長等のマネジメントに関する研修等の実態調査やそのうち受講した者へのニーズ調査・ヒアリングを5箇所程度で実施し、保育所長等のマネジメント力向上に向けて、保育現場の実態に即した改善点、効果的な研修等の手法や内容を分析する。ニーズ調査やヒアリングについては、5箇所の研修会場の受講者を対象に実施することが望ましい。なお、ニーズの把握分析に当たっては、令和元年度に国で実施した保育所長等研修のマネジメントに関する研修やアンケートの結果も踏まえ、分析すること。</p> <p>また、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	保育所長等のマネジメントに関する研修等の実態や受講者のニーズ、保育現場の実態に即した改善点、効果的な研修等の手法や内容をまとめた報告書
担当課室・担当者	保育課 保育士対策係（内線4858・4958）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題4	人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年12月10日に子ども・子育て会議において取りまとめられた、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」において、「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」とされた。</p> <p>人口減少地域においては、今後、利用児童の減少に伴い、利用定員を満たさない状態での施設運営、継続利用の確保など、地域の保育ニーズに対応した保育の受け皿の確保・安定的な事業継続が困難な状況が生じる可能性があると考えられる。</p> <p>本調査研究では、人口減少地域等におけるニーズに対応した保育の提供確保に向けた取組事例や、今後検討すべき課題について調査、検討するものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（自治体調査）</p> <p>離島・へき地に該当する市町村を含む全国の市町村に対して、地域の保育ニーズに対応した保育の提供確保に向けて現在行っている事業継続支援等の取組みや今後の対応方針、現在認識している課題点に係るアンケート調査を実施。</p> <p>（ヒアリングの実施）</p> <p>自治体に対するアンケート調査の結果を踏まえ、先進的な取組みを行っている自治体（13自治体程度）と、現状課題を抱えている自治体（7自治体程度）それぞれから、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。</p> <p>（研究会の開催）</p> <p>自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、自治体調査及びヒアリングにおいて得られた結果を踏まえ、人口減少地域等における保育ニーズに対応した保育の確保に向けた事業継続等に係る取組みの在り方について検討。研究会の構成員については担当課と協議により選定。</p> <p>なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>人口減少地域等における、将来的なニーズの見通しに応じた保育の提供を確保するための、事業継続等に係る自治体の取組事例等についてまとめた報告書。</p> <p>自治体調査の集計結果については電子媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 企画調整係（内線4853）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 5	保育所等における医療的ケア児の受入れ方策等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年、医療技術の進歩を背景に NICU などの退院後も経管栄養や喀痰吸引などの医療的ケアを必要とする子ども（以下、医療的ケア児）が増えており、これにより保育所等での受入れ、対応が求められている。</p> <p>こうしたなか、平成 28 年 6 月の改正児童福祉法により、保育士等も認定特定行為業務従事者の登録を受ければ、喀痰吸引及び経管栄養に限り医師の指示の下に特定行為が行えることとなった。</p> <p>令和元年地方分権改革有識者会議では、特定行為の範囲の拡大を求める提案も出されたところだが、現状において保育士による受入れはほとんどなく、多くは看護師を保育所に配置するなどにより取り組まれている。</p> <p>保育所等における医療的ケア児の受入れ方法は様々であると考えられるが、その実態を把握しておらず、これから取り組もうとする自治体や保育所等にノウハウの蓄積がないため、調査研究を進め、自治体や保育所等が受入れを実施する際の参考となるガイドラインを作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者等で構成する研究会を立ち上げ、保育所や児童発達支援センター等における医療的ケア児の受入れの実態について、保育所等及び自治体に対し調査を実施し、受入れ方法等について情報や取組事例の収集を行ったうえで考察を加え、報告書をまとめる。</p> <p>(1) 取組状況及び事例の調査（全自治体、保育所等※モデル事業活用自治体等以外）</p> <p>全国の保育所等における医療的ケア児の受入れ状況・意向及びすでに医療的ケア児を受け入れている保育所や児童発達支援センター等における実施方法等に関する基礎的なデータ・事例の収集を行う。</p> <p>(2) 保育所や児童発達支援センター等及び地方公共団体へのヒアリング（10 か所程度）</p> <p>上記で収集した情報の中から、実施方法等別にヒアリングを実施し、地域の実情に対応した受入れ方法等について、受入れに至るまでの検討課程や実際に受け入れるための体制整備などを含め具体的にヒアリングを行う。</p> <p>(3) 受入れを始めようとする保育所等の参考となるガイドライン(好事例集)の作成</p> <p>上記アンケートやヒアリング結果等を踏まえ、受入れを始めようとする保育所等の参考となるよう、地域の実情等に応じた受入れ事例の紹介や取組のポイント等をまとめたガイドラインを作成する。</p> <p>なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>

求める成果物	(1) 収集した基礎的データを取りまとめた一覧表 (2) ヒアリング結果とその分析に考察を加えた報告書 (3) 取組の好事例のまとめや(1)(2)を参考にしたガイドライン
担当課室・担当者	保育課 企画調整係、地域保育係 (内線4833)



令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題6	保育士養成施設における保育士の魅力向上に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>待機児童解消を図るためには保育人材の確保が不可欠であるものの、地域によっては必要な保育士数を確保することが困難な状況があり、保育士を目指す方が増えるよう、保育士という職業の魅力向上を図る必要がある。</p> <p>令和2年2月より開催している「保育の現場・職業の魅力向上検討会」においては、保育士という職業の魅力向上とその発信方法が検討課題となっている。</p> <p>一方、指定保育士養成施設においては、保育所等の現場における保育実習の中で養成施設での学習とのギャップを感じ保育現場を敬遠する事例や、卒業生の1割強が保育現場ではない職業を選択しているという実態もある。</p> <p>このため、本調査研究では、指定保育士養成施設において、保育士を目指す方が増えるよう、効果的な保育実習の方法や保育士の魅力向上に向けた取組等について事例等を収集することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 全国688箇所の指定保育士養成施設（H31.4.1時点。厚労省保育関係HP）における、他関係機関との連携による効果的な保育実習の方策、就職支援の体制や実態等についてのアンケート調査等を実施。その際、指定保育士養成施設の各種類（四年制大学、短期大学、通信制大学、専門学校、その他）毎にアンケートを実施すること。</p> <p>(2) 保育現場への就業率が高い指定保育士養成施設などの就職支援の取組や中高生に向けた啓発の取組を行う養成施設に対してアンケート調査等を実施。</p> <p>(3) 上記(1)～(2)で得られた結果を基に効果的な取組を実施している指定保育士養成施設を対象にヒアリングを5箇所程度で実施</p> <p>なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	効果的な保育実習の方策、就職支援の体制、実態、就職支援の取組や中高生に向けた啓発の取組等についての調査結果、事例や分析等をまとめた報告書
担当課室・担当者	保育課 保育士対策係（内線4858・4958）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題7	外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年技能実習や特定技能を活用し日本に入国、居住する外国人家庭が増加しており、それに伴い外国籍等の乳幼児が保育所に入所する例も増加傾向にある。</p> <p>外国籍等の乳幼児については、母国との言語及び文化の違いにより、特別な対応を要する場合があるが、保育現場においては現在外国籍等の乳幼児に対して保育を提供するためのノウハウや体制が必ずしも整っているとはいえない。</p> <p>そこで、外国籍等の乳幼児に係る保育所利用の実態を把握するとともに、保育現場における受入体制の整備に向けた取組を収集し、好事例として周知する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 全国の保育所等に対して、各自治体内に所在する認可保育所における全体の利用児童数、うち外国籍等の乳幼児の数及び外国籍等の乳幼児の出身地域別割合に関する調査を実施。</p> <p>(2) 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業で実施した「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業」や関係省庁の取組等を参照にしつつ、上記(1)において特に外国籍等の乳幼児の保育所利用が多い自治体(10自治体程度)や保育所に対して、当該自治体内に所在する認可保育所において、外国籍の乳幼児を受け入れるに当たり処遇等の面で工夫している点や自治体独自の制度等に関して具体的なヒアリングを行う。</p> <p>なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	保育所における外国籍の乳幼児の利用実態及び保育現場における外国籍の乳幼児を円滑に受け入れるための取組事例や必要な支援策の提言をまとめた報告書
担当課室・担当者	保育課 企画調整係（内線4853）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題8	放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会の中間とりまとめ」（平成30年7月）では、放課後児童クラブの質の確保の観点から第三者評価の実施が重要であると指摘している。令和元年5月1日現在の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果によると、運営内容について「第三者評価の実施有り」と回答した放課後児童クラブは26.9%となっている。また、「第三者評価」の内容・方法は、福祉サービス第三者評価、行政評価や指定管理者制度における第三者評価、自治体や運営事業者独自の第三者評価など、そのあり方も様々である。</p> <p>放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号）では、放課後児童クラブは自己評価を行いその結果を公表するように努めるという内容にとどまっているが、今般、地方分権の観点から放課後児童クラブの職員に関する「従うべき基準」が「参酌すべき基準」となることから、放課後児童クラブの第三者評価の受審体制の確立が求められている。</p> <p>そこで、令和元年度に実施した放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究の結果を踏まえ、その成果物となる第三者評価項目について放課後児童クラブでのプリテストや関係者ヒアリング等を中心とした調査研究を実施し第三者評価項目の精度を上げることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究課題に想定する調査手法は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放課後児童クラブに関する先行研究の結果を踏まえ、第三者評価項目についてプリテストを行い、その結果を検証し項目の見直しを検討すること。</li> <li>② 放課後児童クラブ関係者に対するヒアリング等を行い、放課後児童クラブの第三者評価項目の内容の妥当性・有効性について検証するとともに、その受審の促進方法、評価の際の留意点等について検討すること。</li> <li>③ 上記①②を踏まえ、放課後児童クラブの第三者評価の判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点をまとめ、具体的な第三者評価項目案として提言すること。</li> </ol> <p>なお、本調査研究は、有識者や実践者で構成する研究会を開催することとし、その構成員の人選及び重要な事項等は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課との協議により決定すること。</p>
求める成果物	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記①②③の結果をまとめ考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。</li> <li>(2) 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインに準じた放課後児童クラブ版第三者評価内容評価基準ガイドライン案及び解説の電子媒体及び紙媒体。</li> <li>(3) 調査・分析に用いたデータセット。</li> </ol>
担当課室・担当者	<p>子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線4843） 子育て支援課 児童健全育成専門官（内線4847）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題9	放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>放課後児童クラブについて、児童福祉法第21条第9項で「市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない」とされている。</p> <p>これを踏まえ、国においても放課後児童クラブの安定的、継続的な運営を図る観点から、放課後児童クラブの運営にかかる経費を登録児童数に応じて上限額を設け補助している。放課後児童クラブに登録した児童の中には、毎日来所する子ども、途中で抜けて習い事等に行きクラブに再度戻ってくる子ども、早退する子ども等があり、登録児童のクラブの利用形態は様々である。そのことから、利用形態に応じた職員体制の実態について調査、分析を行う。</p> <p>また、放課後児童クラブの運営にあたって、文部科学省所管の放課後子供教室と小学校内で一体的に実施する場合（一体型）には、合理的、効率的な運営体制で実施するべきとの意見がある。そのような意見を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で実施する場合の子どもの育成支援や職員体制等クラブの運営上のメリットや、実施にあたって効果的、合理的、効率的な運用について自治体の取組事例も踏まえた調査、分析を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>調査内容は、下記のとおりとする。</p> <p>①放課後児童クラブの登録児童数と利用児童数の調査、分析</p> <p>自治体に対して、放課後児童クラブごとの補助金上の登録児童数と実際の利用児童数、職員体制の実態調査を行う。また、登録児童数と利用児童数に乖離が生じている場合には、その要因分析を行う。</p> <p>②放課後児童クラブに登録している児童の、クラブの利用実態及び職員体制の調査、分析</p> <p>放課後児童クラブに対して、クラブに登録している児童の実際のクラブの利用形態や、どのような視点から職員体制を組んでいるのか調査、分析を行う。</p> <p>③放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型に関わる調査、分析</p> <p>放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で実施している自治体に対して、一体型の運用方法や補助金の活用方法について調査を行い、一体型で実施する場合の子どもの育成支援や職員体制等クラブの運営上のメリットや、効果的、合理的、効率的に運用するための方策について分析を行う。</p> <p>調査対象は、①、②、③共に全国の国庫補助を受けている放課後児童クラブとし、調査票による調査を基本とする。なお、必要に応じてヒアリング調査を実施すること。また、①は放課後児童クラブの補助金を受けている全自治体に対する全数調査、②は放課後児童クラブの補助金を受けているクラブから2,000箇所程度抽出しての調査、③は一体型で実施するクラブが所在する自治</p>

	<p>体を抽出しての調査とする。</p> <p>なお、本事業の実施については、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 調査内容・結果をまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書。調査研究の検討過程も記すこと。</p> <p>(2) 調査・分析に用いたデータセット一式（電子データ含む）</p>
担当課室・担当者	<p>子育て支援課 課長補佐（内線４８４３）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 10	子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における研修の開催及び受講の促進等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子育て支援員研修等の実施費用を補助する子ども・子育て支援体制整備総合推進事業に係る平成29年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「できるだけ受講しやすい環境を整備するため、研修の実施方式として、e-ラーニングなどの受講方式を活用するとともに、小規模自治体については広域での開催を促進することなどを検討する必要がある。また研修効果の評価方法についても工夫すべきである」と指摘されている。</p> <p>また、放課後児童支援員認定資格研修については、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、「対象者が、時間や場所に縛られず、容易に研修を受講できるよう、通信形態による研修を提供することを検討する」とされており、令和2年度に措置が求められている。</p> <p>研修開催の促進、研修機会の確保、受講者の拡大が課題となっており、その解消に向けて、研修の実施方法等について検討する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有識者等を含めた検討会を開催し、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大や研修受講の負担軽減に資する研修の在り方について検討する。特に、離島等で研修の受講が困難な方や長期間職場を外すことができない方等が、適切に研修受講ができる方策について検討する。検討にあたっては、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業で実施した「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修におけるe-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」の結果も踏まえつつ、早期に実現可能な対応策を検証する。</li> <li>2 有識者等を含めた検討会を開催し、「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修におけるe-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」の結果を踏まえ、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修の全ての研修科目（実技・実習は除く）について、映像等を盛り込んだ研修教材を作成することについて、以下の検討を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①効果的な研修教材とするため、科目ごとに構成、内容、時間数、留意点、課題等を整理する</li> <li>②演習が含まれる子育て支援員研修の科目について、科目ごとに演習をどのように取り扱うかを整理する</li> <li>③複数のコース・分類のある子育て支援員研修について、研修教材作成上の優先度の高いコース・分類を整理する</li> <li>④全ての研修科目について、映像等を盛り込んだ研修教材を用いて研修を開催する場合に必要な条件、修了評価のあり方、留意点等を整理する</li> </ol> </li> <li>3 これまでに「子育て支援員研修におけるe-ラーニングの受講方式の活用等に関する調査研究」（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）及び「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修におけるe-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」により、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修の教材サンプル版を作成している。当該サンプル版について、全都道府県・指定都市に対して郵送によるアンケート調査を実施し、今後映像等を盛り込んだ研修教材を作成する場合により効果的な研修教材となるよう、映像の構成、内容、時間数、留意点、課題等についての自治体の意見を整理する。</li> </ol> <p>なお、本事業の実施については、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>

求める成果物	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修について、上記「想定される事業の手法・内容」欄の1、2、3をとりまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書</li><li>・調査・分析に用いた電子データセット</li></ul>
担当課室・担当者	子育て支援課 課長補佐（内線4955・4843）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 1	地域における児童委員・主任児童委員の業務実態等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化、児童虐待、いじめ、少年非行、子どもの自殺や貧困等、子どもや家庭をめぐる課題が複雑かつ深刻化しており、また、都市化に伴う地域のつながりの希薄化等が課題となっており、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。このような状況の中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援をボランティアとして行う児童委員及び主任児童委員は、地域の児童福祉の担い手として、その役割や活動が期待されている。</p> <p>一方、児童委員・主任児童委員の活動については、地域住民や関係機関における理解・浸透が十分ではないこと、委員のなり手不足などが指摘されており、活動に対する理解や支援が課題となっている。</p> <p>民生委員児童委員・主任児童委員は、令和元年12月に一斉改選され、そのうち約3割は新任委員となっていることから、その現状も踏まえた上で、委員の活動環境を整備していくことが求められているところである。</p> <p>本調査研究では、児童委員及び主任児童委員の実状や意識等について把握し、特性や課題等を検証することで、行政として政策の企画・立案等に活用する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>全国民生委員児童委員連合会の協力を得ながら、有識者等で構成する研究会を立ち上げ、次の手法・内容により実施することとする。</p> <p>①児童委員・主任児童委員の平均年齢、勤続年数、兼職の割合、業務内容、業務量など、定量的なデータの把握・整理を行う。</p> <p>②業務負担や業務向上に関する意識調査を行う。</p> <p>③①及び②について、年齢・地域毎の特徴・特性や課題等について、分析・検証を行う。</p> <p>定量的なデータの把握については可能な限り全数調査行うこと。</p> <p>なお、本事業の実施については、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童委員・主任児童委員の状況調査をまとめた統計資料</li> <li>・年齢・地域毎の特徴・特性や課題等について、分析・検証をまとめた資料を網羅した報告書及び報告書概要版(A4版数ページ)の電子媒体及び紙媒体。</li> </ul> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式。</p>
担当課室・担当者	子育て支援課 児童環境づくり専門官（内線4963）



令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 2	利用親子組数が少ない地域子育て支援拠点の利用促進等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>地域子育て支援拠点事業は、地域の身近な場所で、子育て親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業である。</p> <p>平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の「地域子育て支援拠点事業の経営状況等に関する調査報告書」、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の「地域子育て支援拠点の利用状況等の応じた職員配置と収支状況に関する調査報告書」においては、1日あたりの利用親子組数が少ない拠点が相当程度存在していることが明らかになっている。</p> <p>本調査研究では、1日あたりの利用親子組数が少ない拠点について、その要因を明らかにするとともに、一時預かり事業等の他の子育て支援事業との一体的な実施など、効果的な事業の実施方法の検討を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究では、以下の点を盛り込むこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村、地域子育て支援拠点事業者・利用者に対し、調査を実施し、1日あたりの利用親子組数が少ない要因を把握する。</li> <li>2. 1と同程度の地域（施設規模、人口規模等）において、利用促進等に係る効果的な事業実施を行っている市町村、地域子育て支援拠点事業者・利用者に対し、調査を実施し、実施方法等を把握する。</li> </ol> <p>これらにより、周辺の子育て親子のニーズ把握や、それを踏まえた一時預かり事業等の他の子育て支援事業との一体的な実施など、効果的な事業の実施方法の検討を行う。</p> <p>なお、本事業の実施については、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>実態把握、課題の整理、効果的な実施方策等の具体的な提言をまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書。また、調査・分析に用いた電子データ一式。</p>
担当課室・担当者	<p>子育て支援課 課長補佐（内線4955）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 3	子育て支援ネットワーク構築に向けた調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子育て支援を行うにあたっては、社会全体で見守ることが重要であり、地域における様々な民間事業者等の取り組みが相互に展開されることが効果的であり、子育て支援の分野において官民連携を進めるため、子育て世帯を支援する全国のような取組を見える化し、全国的なネットワークを構築する必要がある。</p> <p>そのため、行政が子育て支援活動の実態が把握できるよう、また、法人等が今後子育て支援活動に参入を考える際に他の取り組みを参考にできるような、ネットワーク化を図ることについて、既存システムを活用した具体的な方策の検討を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の 手法・内容	<p>子育て支援のネットワーク作りを行っている自治体等に対して、ネットワークの仕組み、対象となる子育て支援活動の範囲、共有する情報の範囲、ネットワークの運営方法、運営に係る費用、ネットワーク化を行ったことによる当該自治体等における子育て支援の状況、ネットワーク化の課題について事例収集を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。</p> <p>また、これらの事例を踏まえ、全国的なネットワーク構築のための既存システムを活用した具体的な方策の検討を行う。</p> <p>なお、本事業の実施については、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記に関して、地域における子育て支援活動のネットワークに関する具体的な取り組み事例を収集し、編纂するとともに、全国的なネットワーク構築のための既存システムを活用した具体的な方策の提言をまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書。また、調査・分析に用いた電子データ一式。</p>
担当課室・担当者	子育て支援課 課長補佐（内線4955）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 4	子育て支援の社会的気運の醸成を図るための普及啓発に係る調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>世田谷区では、子育て支援の一環として、「泣いてもいいよステッカー」を配布して子育て支援に関する普及啓発を行っており、子育てがしやすい社会を醸成していくため、このような普及啓発を積極的に行うべきとの意見がある。</p> <p>そのため、子育て支援に有効な普及啓発の取り組みについて、具体的な事例を収集し、子育て支援の普及啓発にあたって参考に資する資料を作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>以下について、事例の収集、ヒアリングを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自治体、民間企業等に対して、実施している子育て支援の社会的気運の醸成を図るための取組等内容、その効果</li><li>・子育て世帯に対して、地域で生活していく上で必要と考える社会的な配慮や取組</li></ul> <p>なお、本事業の実施については、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	上記に関して、具体的な取組事例を収集し、編纂した電子媒体及び紙媒体での報告書。また、調査・分析に用いた電子データ一式。
担当課室・担当者	子育て支援課 課長補佐（内線4955）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 15	インフラ長寿命化のための児童福祉施設等における更新費用等の算定に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）」において、社会福祉施設等を始めとした公共施設の管理について、人口減少やインフラの老朽化が進展する中、予防保全に基づくメンテナンスサイクルの徹底やライフサイクルコストの低減を図り、時代の変化に対応した公的ストックの適正化を進めることとされている。</p> <p>そのため、各インフラ所管省は、長寿命化等による効率化等の効果も含めた中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表し、地方公共団体における取組を推進するとされていることから、全国の公立の児童福祉施設等の現状（築年数や面積、構造等）及び更新費用の見通し等を把握するとともに予防保全等の対策による更新費用の効率化効果の検証を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全地方公共団体に対し、保有する児童福祉施設等に係る現状（築年数や面積、構造等）の調査を行う（公有財産管理台帳のデータの集約を想定）</li> <li>・建物の築年数や構造に応じて、単位面積あたりの更新費用を試算し、全国の児童福祉施設等の更新に係る費用を算定</li> <li>・予防保全を実施した場合の更新費用の効率化効果を試算</li> </ul> <p>なお、本事業の実施については、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	上記に関して、とりまとめを行った電子媒体及び紙媒体での報告書。また、調査・分析に用いた電子データ一式。
担当課室・担当者	子育て支援課 課長補佐（内線 4 9 5 5）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題16	医療機関における被虐待児童の実態に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「医療機関における被虐待児童の実態に関する調査」を行い、そこで医療機関における被虐待児童の社会的入院の実態が明らかになった。</p> <p>上記調査研究によると、平成29年度において、虐待の疑いで入院した子ども1,781人のうち、約2割の399人については受け入れ先がなく、「社会的入院」を余儀なくされていることが分かった。さらに医療機関において、児童相談所および市区町児童福祉担当部署と連携していない事例があることが分かった。</p> <p>これらの結果を踏まえ、本調査研究においては、その後のフォローアップ調査を行うことを主たる目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①平成30年度調査研究で対象とした全国935箇所の医療機関（日本小児科学会の教育研修施設、五類型病院、各都道府県の保健医療計画で小児の救急輪番に参加している病院のいずれかに該当する施設）に対して、社会的入院や医療機関と児童福祉関係との連携についてのフォローアップの調査を行うこと。</p> <p>②有識者等の意見を踏まえて、社会的入院解消のボトルネックとなっている点を整理し、社会的入院の解消のために必要な対応について提言を行うこと。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題17	潜在化していた性的虐待の把握及び実態に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>性的虐待は、統計上他の虐待種別に比べて通告件数が圧倒的に少ない。平成30年度の児童相談所における児童虐待対応件数（速報値）においては、身体的虐待：40,256件（25.2%）、ネグレクト：29,474件（18.4%）、心理的虐待：88,389件（55.3%）、性的虐待：1,731件（1.1%）となっている。</p> <p>他方で、一時保護中又は社会的養護下にある子どもたちが、元の家庭から分離された後に性的虐待の被害を開示することは、児童福祉の現場において日常的に起こっている現象でもある。それらの子どもは、児童相談所が通告受理後の対応時において性的虐待としても把握されず、その後の支援においても適切な性被害のケアを受けていない可能性がある。</p> <p>統計上把握されない性的虐待の実態を把握し、今後の早期発見・対応に資する調査研究が必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①全国の児童相談所に対して、通告受理後に性的虐待の被害の開示があったケースに関する実態調査を実施すること。</p> <p>②上記の調査結果を分析し、今後の対応に活用するための考察を行うこと。その際には、性的虐待や性暴力に関する有識者からの意見を十分に踏まえて行うこと。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題18	児童相談所職員のメンタルヘルスに関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）により、児童相談所の児童福祉司、児童心理司等が大幅に増員されることとなった。</p> <p>量的な拡充が図られる一方で、児童相談所の業務内容は過酷であり、職員がそのあまり心身の病気になる、休職に追い込まれる事態が報道されている。</p> <p>本調査研究においては、児童福祉司、児童心理司等のメンタルヘルスに関する実態把握を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①全国の児童相談所に対して、職員のメンタルヘルスに関する実態調査を行う。自治体の他の部署との比較を行うなど、調査設計については実施機関の創意工夫に期待するが、一方で自治体の職員の休職の事実等は、センシティブな人事情報でもあり、調査設計に当たっては、倫理的な配慮を十分に行うこと。</p> <p>②上記実態調査を踏まえ、児童相談所職員が健康に長く働き続けられるための提言等を整理すること。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題19	日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、2024年度までに、児童相談所に児童心理司を、児童福祉司2人につき1人配置することし、2022年度までに全国で790人程度増員することとしている。</p> <p>令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）においても、児童心理司の配置基準の法定化により、資質の向上が求められているところである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度に実施した「児童心理司の業務実態と専門性向上に関する調査研究」を先行研究として踏まえ、さらに研究を進めていくものとする。</p> <p>①現在日本国内で実践されている保護者支援プログラム（以下、「プログラム」という）について、種々のプログラムを特性毎にまとめ、適切なケース事例に分類し、プログラムの導入を検討するに当たり、提供する側、受ける側双方が活用しやすいようなフレームで整理を行う。</p> <p>②そのうち、特に児童相談所職員にとって有用であると考えられるプログラムについては、そのプログラムの実施者等にヒアリングを実施し、プログラムを導入するに当たって、児童相談所が組織的に導入しやすくなるような具体的な情報提供を行うこととする。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>



令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題20	児童福祉司・要対協調整担当職員・スーパーバイザーの義務研修修了要件の在り方についての調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成30年12月に公表された「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ取りまとめ」において、児童相談所の児童福祉司スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討がなされ、当面の経過措置として、児童福祉司スーパーバイザーの研修の際のレポート提出等による修了要件を設定するとともに、研修受講を任用要件とすることとなった。</p> <p>また、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」においても、児童相談所における児童福祉司スーパーバイザーの任用要件が厳格化されることとなった。</p> <p>上記のことから、経過措置が終わる令和4年4月1日までに、児童福祉司スーパーバイザーの義務研修の修了要件の在り方、特に客観的な評価という観点で評価の在り方について検討を行う必要があるため本調査を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度に実施した「児童福祉司スーパーバイザー研修修了要件の在り方に関する調査研究」を先行研究として位置付け、さらに研究を深めていくこととする。</p> <p>①令和2年度に実施される児童福祉司スーパーバイザー研修の際に、本課題に関するアンケート調査や客観的評価に関する効果測定をモデル的に実施すること。</p> <p>②児童相談所設置自治体や、研修実施団体、研修講師を行う有識者、児童福祉関連有識者、客観的な評価に詳しい有識者等の意見を踏まえ、児童福祉司スーパーバイザー研修における客観的かつ実行可能な評価のあり方について提案を行うこと。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者とは協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 2 1	児童相談所の第三者評価に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書（平成28年3月公表）や「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ取りまとめ」（平成30年12月公表）において、児童相談所の第三者評価の必要性が言及され、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）において、「都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする」とされた。</p> <p>上記のことから、児童相談所設置自治体における第三者評価の積極的な実施を図るため、児童相談所の第三者評価の在り方を研究する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業で実施した「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」を先行研究として、さらに研究を深めていくこととする。</p> <p>①令和元年度調査研究で作成された「児童相談所の第三者評価項目（案）」（以下、「評価項目（案）」という）を基に、複数の児童相談所の現場でモデル実施を行うこと。評価の仕方についても工夫をし、複数のやり方を検討すること。</p> <p>②複数の児童相談所でのモデル実施を踏まえ、評価項目（案）を精査し、第三者評価の実施のあり方を含めて、児童相談所設置自治体が積極的に取り組むことができるような提案をまとめること。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題22	子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるという検討規定が設けられた。</p> <p>子どもの意見表明については、現在全国各地で子どもの意見の形成支援や表明支援を担う者（アドボケイト）に関する取組が進みつつある。さらにこの取組を推進するため、一定の研修等を受けたアドボケイトによる児童養護施設等への訪問等の取組を行い、アドボケイトの在り方に関する基礎的な資料を整理する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度に子ども・子育て支援推進調査事業により実施した「アドボケイト制度の構築に関する調査研究」を踏まえ、以下の事項を進めていくものとする。</p> <p>① アドボケイトによる児童養護施設等への訪問を実施したり、また、民間事業者の活用も視野に入れた取組等、複数の形態についてモデル的に実施し、検証を行うこと</p> <p>② このほかのアドボカシーに関する取組について、調査等を行うこと</p> <p>③ ①②を踏まえ、アドボケイトに求められる資質等を整理し、その養成に必要な事項を検討・整理すること</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 2 3	一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続きの在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について、施行後一年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという検討規定が設けられた。</p> <p>一時保護の手続きだけではなく、一時保護所の在り方自体についても議論されることとなっているが、今後議論するための基本的なデータが十分ではない状況である。</p> <p>一時保護の在り方全体を検討するための基礎的なデータを収集することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①全国の児童相談所に対して、一時保護所の実態に関する調査を行う。特に一時保護委託の実態、職員の勤務実態や研修の受講状況、第三者評価の実施状況、権利擁護の取り組みについて最新状況を把握すること。</p> <p>②一時保護の手続きの在り方について現場からの意見を集約し、検討規定の進行と並行して、データ等の整理を行うものとする。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 2 4	医療従事者のための児童虐待初期対応研修の在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>国では「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、医師などの医療関係者と児童相談所の研修などによる連携体制を強化、児童虐待防止対策に関する歯科医師向けの研修の実施に向けて取り組むことを示している。また、令和元年6月の児童福祉法等改正の附帯決議においても、医師等の児童虐待対応の向上に努めること、児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めることとされている。</p> <p>本研究では、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「医療従事者のための児童虐待初期対応研修の在り方に関する調査研究」において策定した医療従事者向け研修の内容について、対象を細分化させるなど更なる充実を図り、引いては医療従事者における児童虐待対応力の向上を図ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>以下に示す事業を実施するに当たっては、国内外の研究成果を踏まえて行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象を細分化した研修コンテンツの作成 令和元年度に作成した医療従事者向け研修コンテンツの充実を図るとともに、開業医・病院勤務医・歯科医師等、対象者の職能に沿った研修コンテンツを作成する。</li> <li>2. モデル研修会の実施 医療従事者向けに1を利用したモデル研修会を開催し、参加者へのアンケート等から研修コンテンツの充実を図る。</li> <li>3. 研修コンテンツの周知 1、2を通じて作成した研修コンテンツの周知を図る。 なお、調査研究等を進めるにあたっては、有識者等を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</li> </ol>
求める成果物	<p>○以下の内容を取りまとめた報告書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 研修コンテンツの作成及び研修コンテンツ使用方法の解説</li> <li>2 モデル研修会の成果とアンケート等の分析結果</li> <li>3 1、2から導きだされる課題と提言</li> </ol> <p>なお、1についてはインターネットなど、広く周知できる場で公開されることを前提とする。</p> <p>○併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課虐待防止対策推進室 保健指導専門官（内線 4894） 主査（内線 4897）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題25	体罰等によらない子育ての推進に向けた実態把握に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号。以下「令和元年改正法」という。）が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととされ、令和2年4月に施行される。</p> <p>令和元年改正法の審議における衆議院及び参議院の附帯決議では、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン等を作成し、国民や関係者にわかりやすく普及するとともに、保護者に対する支援策もあわせて周知を行うこととされている。</p> <p>これを踏まえ、令和元年9月から、体罰等によらない子育ての推進に関する検討会を開催し、有識者による議論を行ってきたところ、令和元年改正法施行後の体罰等に関する意識や実態について実態調査を実施し、周知・啓発に関する効果検証を実施すべきとの意見があった。</p> <p>同検討会での意見を踏まえ、社会全体で体罰等によらない子育てを推進するため、体罰等に関する意識や実態について調査し、体罰禁止の法定化や検討会におけるとりまとめの効果的な周知・啓発策を検討することとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>国際的な体罰に関する調査の評価指標（「INSPIRE Indicator Guidance and Results Framework」（WHO作成）等）を参考とした調査項目について、インターネット等を利用したアンケート調査（抽出）を行い、全国の男女への意識調査並びに全国の保護者及び児童に対する実態調査を実施する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査に関する結果報告書</li> <li>・アンケート調査の内容をまとめて電子データ一式</li> </ul>
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 企画法令係（内線4870）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 26	児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童養護施設や里親家庭等のもとで暮らす子どもの中には、育った環境や虐待経験等によって抱えることになった問題が、施設等に保護された後に暴力行為や性的な問題行動等、様々な行動上の問題となって表出することがある。</p> <p>また、このような問題が子ども間で発生し、子どもが加害者や被害者となる事案も発生しており、あつてはならないことである。</p> <p>このため、平成30年度には、全国の児童養護施設や里親家庭等で起きている、子ども間で発生する性的な問題等の把握状況を調査・集計するとともに、その発生要因を分析するための必要なデータの収集を行い、令和元年度には、これらのデータを活用し、子どもが抱えている問題の背景や、児童養護施設等での取組状況、子ども間の関係性等と、把握された性的な問題との関連性等について分析を行うとともに、その分析結果等を踏まえた施設現場等の実践に役立つ具体的なチェックポイントを作成したところである。</p> <p>本調査研究は、昨年度作成したチェックポイントを施設現場等において実践し、その結果を評価・分析してチェックポイントの内容や機能の充実を図るとともに、子ども間で発生する性的な問題等について実態を把握するための調査方法等の検討を実施し、発生予防に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究」において作成したチェックポイントについて、施設現場等での活用方法やその効果について調査（アンケート調査とヒアリング調査を想定）を実施し、その結果を評価・分析してチェックポイントの内容や機能の充実について検討する。</p> <p>②子ども間で発生する性的な問題等について、どのような情報等を把握し分析していくことが発生予防に資するのか等、実態を把握するための調査方法等について検討する。</p> <p>③上記の①及び②は、有識者等で構成される「検討委員会」を設置して実施する。（「検討委員会」の構成員は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、決定する。）</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①及び②についてとりまとめた報告書（紙媒体と電子媒体）</li> <li>・調査分析データの一部又は全部（提出する調査分析データの範囲については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。）</li> </ul>
担当課室・担当者	家庭福祉課 社会的養護専門官（内線4875）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 27	児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>社会的養護においては、児童養護施設等への入所措置や里親委託等を解除された者（以下、「解除者」という。）に対する自立支援の充実を図ることが求められている。このため、平成29年度に「社会的養護自立支援事業」を創設し、支援全体を統括するコーディネーターの配置、居住に関する支援、生活費の支給、生活相談、就労相談等の支援を行っているところである。</p> <p>また、平成30年7月6日に示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において、都道府県は社会的養護自立支援の推進に向けた取組の計画を策定することとし、評価のための指標例として、社会的養護自立支援事業の実施率や代替養育経験者等のフォローアップの状況を掲げているところである。</p> <p>自立支援の充実を図るためには、解除者の実態を把握することが必要であることから、平成30年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する調査研究」において、実態把握に関する既往調査の分析や自治体等の取組に関する調査・検証を行い、令和元年度と同調査研究事業「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握の在り方及び実態把握にあたり必要な体制等に関する調査研究」において、モデル自治体における実態把握調査や実態把握に必要な自治体の具体的な体制・対応等に関する調査・検証を行ったところである。</p> <p>本調査研究は、これまでの調査研究事業で得られた成果等を踏まえて、解除者の実態把握について全国調査を実施するとともに、支援ニーズを分析・整理し、自立支援の充実に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①これまでの調査研究事業で得られた調査手法等を活かして、解除者の実態を把握するための全国調査（当事者向け、施設等向け、自治体向けの調査を想定）を実施する。</p> <p>②全国調査の結果をもとに、解除者の支援ニーズの分析・整理を行う。</p> <p>③上記の①及び②は、有識者等で構成される「検討委員会」を設置して実施する（「検討委員会」の構成員は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、決定する。）。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の①及び②についてとりまとめた報告書（紙媒体と電子媒体）</li> <li>・調査分析データの一部又は全部（提出する調査分析データの範囲については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。）</li> </ul>
担当課室・担当者	家庭福祉課 社会的養護専門官（内線4875）



令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 28	児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年、外国籍等の子どもが増加しているが、改正出入国管理及び難民認定法の施行により、今後、更に外国籍等の子どもの増加が見込まれている。これに伴い、今後、児童養護施設等においても、外国籍等の子どもの入所等が増加してくることが想定される。</p> <p>児童養護施設等における外国籍等の子どもとその保護者への対応について、現在は、児童養護施設等や自治体の実情に応じて実施されているところである。</p> <p>本調査研究は、児童養護施設等における外国籍等の子どもとその保護者に関する実態の把握、課題の整理を行うとともに、児童養護施設等や自治体において実施している、外国籍等の子どもとその保護者への対応に関する取組（工夫）について収集し、必要な支援に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①児童養護施設等における外国籍等の子どもとその保護者に関する実態を把握するための調査（アンケート調査を想定）を実施し、課題の整理を行う。</p> <p>②児童養護施設等や自治体における、外国籍等の子どもとその保護者への対応に関する取組（工夫）について、ヒアリング調査やアンケート調査を通じて収集する。</p> <p>③上記の①及び②は、有識者等で構成される「検討委員会」を設置して実施する。（「検討委員会」の構成員は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、決定する。）</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①及び②についてとりまとめた報告書（紙媒体と電子媒体）</li> <li>・調査分析データの一部又は全部（提出する調査分析データの範囲については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。）</li> </ul>
担当課室・担当者	家庭福祉課 社会的養護専門官（内線4875）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 29	特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び手続の改正に係る事例に対する支援のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年に特別養子縁組にかかる民法等が改正され、申立て時における年齢要件が原則6歳未満から原則15歳未満（一定の要件を満たした場合は15歳以上も可能）に緩和され、特別養子縁組成立時に18歳未満であることとされた。また、特別養子縁組成立の手続が見直され、特別養子適格の確認の審判及び児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の導入や、児童相談所長の申立人または参加人としての関与等が新設された。</p> <p>こうした要件の緩和、手続の変更に伴い、実際に、これまでより高い年齢の子どもについて申立てがなされる事例や、実親による養育の状況や意向を踏まえて児童相談所長が申立てを判断し手続を行う事例が生じうる。こうした事例においては、子どもが、実親との法的な親子関係を終了することについてどのような意向であるか、あるいは、特別養子縁組を成立することについてどのような意向であるかなど、従前以上に密な説明や意向確認を行う必要があると考えられる。さらに、特別養子縁組成立後の子どもや養親、実親への助言や支援内容について、これまでの取組では十分対応できないことが考えられる。</p> <p>本研究課題では、要件の緩和や手続の変更に関係した新たな支援課題を有する事例に対する児童相談所や養子縁組の民間あっせん機関の取組の実態について調査研究を行い、どのような問題が生じうるか検討し、適切な支援を行うために必要と考えられる体制を含めた支援の在り方を提示することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>要件の緩和や手続の変更に関係した新たな支援課題を有する事例に対する取組について、児童相談所や養子縁組の民間あっせん機関に対する悉皆のアンケート調査及び抽出によるヒアリング調査を行うことにより、収集把握した事例や実態を分析検討し、有効と考えられる取組や課題点・問題点を整理した上で、適切な支援を行うために必要と考えられる体制を含めた支援のあり方を示すこと。</p> <p>なお、調査の設計、情報の整理、分析検討に際しては、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設けて助言を求めることとし、構成員の決定等について、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>その他、調査を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>調査研究結果を取りまとめ、有効と考えられる取組や課題点・問題点を整理し、支援のあり方を示した報告書。</p> <p>調査・分析に用いた電子データセット。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4869）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題30	DVと児童虐待の包括的なアセスメントに関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、児童虐待防止法及び配偶者からの防止及び被害者の保護等に関する法律が改正され、児童相談所と婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターは相互に連携を行うことが明確化された。</p> <p>DV被害と児童虐待を一体的に支援していくためには、これまで以上に配偶者暴力相談支援センターや児童相談所等が相互に連携し、施策横断的な支援を展開していく必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度に実施した「DV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」を先行研究として位置付け、さらに研究を深めるものとする。</p> <p>①児童相談所と婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターがDVと児童虐待を包括的にアセスメントするためのツールを更新または新規作成し、現場における有用性を評価するためのモデル実施を行うこと。</p> <p>②児童相談所と婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターが有機的な連携を行うために必要な情報を収集し、現場の対応力向上に資する内容をまとめること。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。また、検討委員会には内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室をオブザーバーに加えることを検討する。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題31	要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年に発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。このため、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、転居ケース等における引継ぎを含め、児童相談所・市町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、全都道府県においてシステム整備を進めることとしており、全国統一の情報共有システムの開発を行うこととしている。</p> <p>一方、情報共有システムにより共有されるケース記録（児童記録票）は全国統一のフォーマットとなることから、各自治体が独自に導入している既存の業務システムとの連携や、児童記録票の具体的な記載内容や記載方法等が各自治体で異なることにより生じる課題等を整理し、より円滑に運用できる仕組みを検討することが必要である。</p> <p>また、児童虐待への対応に当たっては、様々な関係機関と緊密に連携することが重要であることから、この情報共有システム（LGWAN-ASP）を活用し、児童相談所と市町村が他の関係機関（医療機関、学校、保育所、幼稚園等）と、より円滑に情報共有を行うことができる仕組みを検討することが必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>都道府県及び市町村に対し、情報共有システムの導入に関する検討状況や、導入した際の利用方法（利用する機関や部署の範囲等）、児童記録票の各項目における具体的な記載内容や記載方法等について、調査を行う。</p> <p>こうした調査結果を踏まえ、自治体等に対するヒアリング等を実施し、情報共有システムの導入における課題を整理するとともに、課題の解決方法を検討するほか、児童記録票の作成に当たって標準化すべき内容等について、情報共有システムの運用マニュアルとして整理する。</p> <p>また、情報共有システム（LGWAN-ASP）を活用し、民間の機関も含め、関係機関との情報共有や情報交換等を円滑に行うことができる仕組みの検討を行い、自治体等に対するヒアリング等を実施の上、システムとしての具体的な機能（仕様）を整理する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>①自治体に対する調査の結果、②情報共有システムの運用マニュアル、③情報共有システムを活用した関係機関との連携方策をまとめた調査研究報告書 ※ 紙媒体の提出のほか、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 調整係（内線4896）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題32	児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>乳幼児揺さぶられ症候群などの虐待による乳幼児頭部外傷は、重篤な場合には死に至るものであり、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」（児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）においても、虐待による直接の死因は頭部外傷が最も多く、3歳未満児では36%（不明を除く有効割合）を占めている。</p> <p>本調査研究では、児童相談所における乳幼児揺さぶられ症候群などの虐待による乳幼児頭部外傷事案について、知見の収集や児童相談所の取組状況等の調査を行い、課題や取組等について整理し、もって児童福祉施策に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1 国内外の文献の収集、整理 国内外の虐待による乳幼児頭部外傷事案に関する医学的知見に係る文献等を収集し、整理する。</p> <p>2 児童相談所に対する事例調査と分析 虐待による乳幼児頭部外傷事案に係る対応事案に関して、児童相談所における医療機関等との連携や一時保護、家族への支援等に関する取組について事例を調査するとともに、児童相談所や市町村、医療機関、児童福祉施設等へヒアリングを行い、分析を行う。</p> <p>3 課題・留意事項の整理 関係学会等の協力を得て、有識者の参画のもと、1及び2の結果等も踏まえ検討を行い、児童相談所における対応の課題やこれらを踏まえた留意事項、取組等を取りまとめる。</p>
求める成果物	<p>虐待による乳幼児頭部外傷に関する国内外の文献の収集・整理、虐待による乳幼児頭部外傷に係る児童相談所の対応事例、及びこれらの課題や留意事項、取組等をまとめた報告書を提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課虐待防止対策推進室 保健指導専門官（内線 4894） 主査（内線 4897）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題33	子ども虐待による死亡事例検証結果を用いた研修に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>国では「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、検証結果等が十分活かされるよう、これを活用した実践的な研修をきめ細かく実施することを示している。</p> <p>子ども虐待による死亡事例は後を絶たない一方で、児童虐待防止法第4条第5項において、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査及び検証が地方公共団体の責務とされているものの地方公共団体ごとの該当事例数は少ないこと等の理由により、効果的な検証やその結果を踏まえた実践的な研修等に苦慮している地方公共団体もある。</p> <p>そこで地方公共団体における検証の実態を調査し課題を明らかにするとともに、死亡事例等の検証結果を日々のソーシャルワークに反映させることができるような研修コンテンツを作成することで、地方公共団体における虐待死等の再発防止に向けた対応力の向上を図ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>以下に示す事業を実施するに当たっては、国内外の研究成果を踏まえて行うこと。</p> <p>1 地方公共団体における死亡事例等の検証の実施状況、及び検証結果を用いた研修の実態調査と分析</p> <p>地方公共団体に対し、死亡事例等の検証の実施状況、及び検証結果を用いた研修に関する調査を行い、その傾向を分析し課題を明らかにする。</p> <p>2 検証結果を用いた研修コンテンツの作成</p> <p>1の内容を踏まえ、検証結果を用いた研修コンテンツを作成する。</p> <p>3 検証結果を用いたモデル研修会の実施</p> <p>地方公共団体に対し、2を利用したモデル研修会を開催し、参加者へのアンケート等から研修コンテンツの充実を図る。</p> <p>4 研修コンテンツの周知</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、有識者等を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>○以下の内容を取りまとめた報告書</p> <p>1 地方公共団体に対する調査のまとめ・分析</p> <p>2 モデル研修会の成果とアンケート等の分析結果</p> <p>3 1、2から導きだされる課題と提言</p> <p>4 研修コンテンツの作成及び研修コンテンツ使用方法の解説</p> <p>なお、4については広く周知できる場で公開されることを前提とする。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課虐待防止対策推進室 保健指導専門官（内線 4894） 主査（内線 4897）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題34	通告の一元的運用に関する実証的調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「通告の窓口の一元的運用に関する調査研究」を実施した。政令市の協力により、児童相談所に寄せられる通告について、児童相談所と区役所が共通の指標でモデル的に評価を行い、区役所が対応した方が効果的であると見込まれるケースが多数あることが分かった。本調査研究においては、令和元年度調査研究で開発されたチェックリストが、他の自治体においても適用されうるかを検証する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①令和元年度調査研究で作成したチェックリストを用いて、他の児童相談所設置自治体においても実証的に調査を行うこと。特に都道府県と市町村において実施することが望ましい。さらに複数の自治体においてモデル実施を行うことが望ましい。</p> <p>②モデル実施の結果を踏まえ、令和元年度調査研究で作成したチェックリスト等をブラッシュアップし、他の自治体において通告の一元的運用の在り方を検討する際に有用な内容をまとめること。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題35	地域における「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」の効果的な展開に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年の核家族化、地域の繋がりの希薄化の中で、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支えるため、子育て経験者等が相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、助産師等の専門職が心身のケア等を行う「産後ケア事業」を推進している。</p> <p>平成26年度は29市町村のモデル事業で実施し、未実施の市区町村における事業展開の推進を図るため市区町村の取組事例集（平成28年度）、効果的な運営を支援するため事業ガイドライン（平成29年8月）を何れも当省ホームページ上で公表し、普及啓発を行った。平成30年度は「産前・産後サポート事業」が403市区町村、「産後ケア事業」が667市区町村で実施されており、年々増加傾向ではあるが全市区町村の3分の1に留まっている。</p> <p>令和元年12月6日に公布された母子保健法の一部を改正する法律において、市町村は産後ケア事業を行うよう努めなければならないこととされたことから、子育て世代包括支援センター等を中心とする関係機関等との連携により、妊産婦が切れ目ない支援を受けられる体制のもと、身近な場所で専門的なケアも含めた質の高い産後ケア等を受けられるよう、各地域の実情にあわせて様々に展開されている「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の取組経過・内容等の先駆的な対応事例の具体について情報収集し周知することで、今後の「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」のケアの質の向上に繋げることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 平成30年度母子保健衛生費国庫補助金の事後評価書をもとに、市区町村における「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」の実態を分析し、市区町村対象に悉皆調査（アンケート）を実施し分析する。</p> <p>(2) (1)の結果をもとに、各事業20市区町村程度を選定し、地域の概要、取組の経過・内容、事業評価、対応事例の具体、関係機関との連携、今後の展望・課題等についてヒアリングを実施する。</p> <p>(3) (1)(2)をもとに、事例集の作成及び今後に向けた課題を整理し、報告書にとりまとめる。</p> <p>なお、上記は厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議し、有識者等で構成する委員会において検討の上で実施すること。</p>
求める成果物	<p>上記(1)～(3)をまとめた報告書（報告書の概要版を含む）を作成すること。報告書をとりにまとめるにあたって収集・分析した資料やデータについては、電子データとして報告書に添付し提出すること。(3)の事例集の電子データは、厚生労働省のホームページに掲載できるよう改変が可能な電子媒体で提出すること。</p>



担当課室・担当者	母子保健課 妊娠出産包括支援係（内線4975）
----------	-------------------------

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題36	多胎児の家庭等に対する子育て支援に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>多胎児の妊娠・出産はリスクが伴い、管理入院などにより入院期間が長く、体力が低下した状態で育児が始まることから、様々な切れ目ない支援が必要である。特に、母親の負担を軽減するよう、地域の医療機関においては多胎児の家庭対象の両親学級や交流会の開催や、市区町村においてはホームヘルパーの派遣やファミリー・サポート・センターの利用補助等が実施されているが、その実態は明らかではなく、支援の更なる充実が求められている。</p> <p>令和2年度からは、従来の産前・産後サポート事業に多胎妊産婦への支援のためのメニューを創設したことから、まずは多胎児の家庭等に対する子育て支援に関する実態を把握し、地域における様々な工夫や効果的な取組を明らかにすることで未実施の市区町村における両親学級等の事業展開の推進を図ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 市区町村対象に、多胎児家庭等に対する子育て支援に関する実態調査（アンケート等）を実施し、分析する。</p> <p>(2) (1) をもとに20市町村程度を選定し、取組の経過・内容、事業評価、対応事例の具体、関係機関との連携、今後の展望・課題等についてヒアリングを実施する。</p> <p>(3) (1)～(2) をもとに事例集の作成及び今後に向けた課題を整理し、報告書にとりまとめる。</p> <p>なお、上記は厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議し、有識者等で構成する委員会において検討の上で実施すること。</p>
求める成果物	<p>上記(1)～(3)をまとめた報告書（報告書の概要版を含む）を作成すること。報告書をとりにまとめるにあたって収集・分析した資料やデータについては、電子データとして報告書に添付し提出すること。(4)の事例集の電子データは、厚生労働省のホームページに掲載できるよう改変が可能な電子媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>母子保健課 母子保健指導専門官（内線4980） 母子保健係（内線4975）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 37	妊産婦及び妊娠・出産に当たっての適正な栄養・食生活に関する、効果的な情報発信に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>妊娠期及び授乳期は、母子の健康の確保のために、適切な食習慣に努めることが極めて重要な時期であり、正しい情報に基づいた食生活の改善を支援する必要がある。妊産婦の食生活の支援については、平成18年に作成した「妊産婦のための食生活指針」（平成18年2月15日付雇児発第0215005号）の改定案を、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（以下「調査研究事業」という。）において作成し、今後、周知啓発を進めていくことになる。</p> <p>一方で、平成30年度調査研究事業で実施した若年女性及び妊産婦の実態に関する結果では、妊娠に当たって適切な時期に適切な情報を把握できず、適切な行動に結びついていないこと等の現状が明らかとなっている。また、平成29年度、平成30年度の調査研究事業で作成した「妊娠中・産後のママのための食事BOOK」、「働く女性のためのヘルスケアブック」等、厚生労働省が発信している情報の認知状況について十分に把握できていない。令和元年度は「授乳・離乳の支援ガイド」の保護者向けの啓発資材を作成しており、これらの成果物の周知の状況を把握するとともに、これまでの成果物を体系的に整理し、妊産婦等に必要な情報を届けるための効果的な情報発信の方法を検討の上、そのコンテンツを作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 妊産婦等を対象として作成された普及啓発媒体の周知の状況等に関する実態調査 妊娠前の女性及び妊産婦を対象として、厚生労働省が作成した各種普及啓発資材等の周知の状況等についてウェブによる調査を実施する。必要に応じて妊産婦等を対象としたヒアリング等を行うこと。</p> <p>(2) 「妊産婦のための食生活指針」の周知・啓発 「妊産婦のための食生活指針」について、令和元年度調査研究事業で作成されたリーフレットを土台として、普及に向けた更なる検討や周知啓発を行う。</p> <p>(3) 効果的な情報発信のためのコンテンツの作成 1の調査結果を踏まえ、妊産婦に向けた効果的な情報発信のためのコンテンツを作成する。</p> <p>なお、上記を実施するに当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>○調査結果等をまとめた報告書及び啓発資材 報告書の提出にあたっては、統計解析等に用いたデータセット、調査結果集計表の電子媒体も提出すること。啓発資材については厚生労働省のホームページ</p>

	<p>ジに掲載できるよう改変が可能な電子媒体を提出すること。</p> <p>○情報発信のためのコンテンツ</p> <p>作成したコンテンツは「健やか親子21公式ウェブサイト」上に置くこととする。作成にあたっては、厚生労働省が事業完了後の維持管理を行うことを想定し、維持管理費用が極力安価となるよう工夫をすること。</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4985）、栄養専門官（内線4981）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題38	乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童虐待については、児童相談所の相談対応件数が年々増加の一途を辿っており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。</p> <p>母子保健分野においても児童虐待防止に資する乳幼児健康診査の取組に関して、平成30年7月20日子母発0720第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」で示しているところ。</p> <p>また、令和元年8月1日子母発0801第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について」において、調査研究や各自治体における取組事例等を周知すると共に、虐待対策の支援体制構築に関するフォローアップすることとしている。</p> <p>当該フォローアップの調査結果を踏まえ、自治体における乳幼児健康診査未受診者及び支援対象者（乳幼児健康診査受診後に経過観察等が必要な者）等への対応状況を精査し、好事例を集約することで、各自治体が活用できる取組を明らかにする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1) 令和元年度実施（予定）の母子保健課調査結果の精査・分析 有識者で構成する委員会において、令和元年度中に母子保健課において集計した速報値を精査し、確定値とするとともに詳細に分析する。</p> <p>2) 好事例自治体（自治体母子保健所管課及び必要時、児童福祉所管課）への追加調査</p> <p>○ヒアリング項目案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診・・・未受診者の把握方法、受診勧奨の方法、妊婦健診受診状況と産後の保健指導及び出生した児の乳幼児健診情報等と連結の方法、支援計画立案への活用等</li> <li>・乳幼児健診（未受診者）・・・把握方法、受診勧奨の方法等、支援計画立案への活用等</li> <li>・乳幼児健診（支援対象者）・・・選定方法、要支援の方法等、支援計画立案への活用等</li> </ul> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>1) 調査・分析結果及び好事例をとりまとめた報告書（報告書の概要版含む）</p> <p>2) 1) 及び1) の作成に活用した分析結果及び調査資料等の各種電子データセット</p>
担当課室・担当者	母子保健課 生殖補助医療係長（内線4982）、母子保健係（内線4975）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題39	流産や死産等を経験した女性に対する心理社会的支援に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>妊娠期の相談や不妊相談に関しては、子育て世代包括支援センター、不妊専門相談センター等において相談支援等の対応が行われている。</p> <p>一方で、流産（自然流産、人工流産）、死産等を経験した女性への心理社会的ケアについては支援体制が整っていないため、ニーズ等の実態調査を行う必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）子育て世代包括支援センター、不妊専門相談センター、妊娠SOS等の、妊娠に関する相談窓口に寄せられた流産（自然流産、人工流産）、死産等を経験した女性に対する心理社会的支援に関する実態（アンケート等）を調査し、分析を行う。</p> <p>（2）（1）の結果をもとに、流産（自然流産、人工流産）、死産等を経験した女性に対する心理社会的支援体制について10事例程度を選定し、具体的な対応内容・関係機関との連携・課題等についてヒアリング等を実施する。</p> <p>（3）（1）（2）をもとに、流産（自然流産、人工流産）、死産等を経験した女性への心理社会的支援について考察し、今後に向けた課題等を整理し、報告書にとりまとめる。</p> <p>なお、上記は厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議し、有識者等で構成する委員会において検討の上で実施すること。</p>
求める成果物	調査・分析結果をとりまとめた報告書（報告書の概要版含む）及び作成に活用した分析結果及び調査資料等の各種電子データセット
担当課室・担当者	母子保健課 母子保健指導専門官（内線4980） 生殖補助医療係長（内線4982）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題40	周産期医療と産後ケアとの連携モデル事業実施のための調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年の核家族化、地域の繋がりの希薄化の中で、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支えるため、子育て経験者等が相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、助産師等の専門職が心身のケア等を行う「産後ケア事業」を推進している。</p> <p>令和元年12月6日に公布された母子保健法の一部を改正する法律において、市町村は産後ケア事業を行うよう努めなければならないこととされた。</p> <p>産後ケア事業の活用の一例として、周産期医療再編の中において、産後ケアを市町村や地域の医療機関等の関係者の選択肢の一つに位置付けることを目指し、モデル事業実施に向けた必要な連携体制等についての検討を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 周産期医療機関と産後ケア施設との連携体制についての検討</p> <p>周産期医療機関と産後ケア施設の連携に必要な、産婦と児に関する施設間情報連携のあり方、周産期医療機関を退院可能な基準、費用負担等についての検討を行う。</p> <p>(2) 「出産直後ケア」マニュアルの作成</p> <p>出産直後の産婦に対し必要とされる、重点的なケアについての周産期医療機関と産後ケア施設向けのマニュアルを作成する。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>1) (1)～(2)の調査・分析結果等を取りまとめた報告書（報告書の概要版含む）</p> <p>2) 1)及び1)の作成に活用した分析結果及び調査資料等の各種電子データセット</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4983）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題41	不妊治療の実態に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部について、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」において平成16年より費用助成が行われている。</p> <p>平成10年度厚生労働科学研究「生殖補助医療技術に対する医師及び国民の意識に関する研究（矢内班）」において、不妊治療にかかる費用についての患者調査を行ったが、昨今の不妊治療に対する需要増、生殖補助医療技術の高度化等を鑑み、改めて現時点における治療実施件数、治療にかかる費用等に関する実態把握を行う必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 全国の不妊治療実施医療機関における不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療等）の実施件数、および治療周期あたりの妊娠出産率等について調査、分析を行う。</p> <p>(2) 全国の不妊治療実施医療機関における不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療等）にかかる費用の調査、分析を行う。</p> <p>(3) 一般の方を対象としたアンケート調査を通じ、妊娠に対する意識や不妊治療の経験、不妊治療にかかった費用等についての調査、分析を行う。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>1) (1)～(3)の調査・分析結果をとりまとめた報告書（報告書の概要版含む）</p> <p>2) 1)及び1)の作成に活用した分析結果及び調査資料等の各種電子データセット</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4983）、予算係（内線4977）